

報道資料

令和5年11月16日

担当：福祉部介護福祉課
（担当者：田中、深山）
電話：0742-34-5422（直通）
（内線4756）

介護サービス事業者指定の効力の一部停止（報酬上限7割）3箇月間の処分

奈良市は、株式会社ライフケア・ビジョンに対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項第6号の規定に基づく事業者の指定の効力の一部停止（報酬上限7割）3箇月間の処分を行いますのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- （1）事業者名称 株式会社ライフケア・ビジョン
- （2）代表者 代表取締役 祝嶺 良太
- （3）事業者所在地 大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号
- （4）事業所名称 ハッピースタッフ奈良学園前
- （5）事業所所在地 奈良県奈良市学園朝日町8番8号
- （6）サービス種類 訪問介護

2 指定の効力の一部停止年月日

令和5年12月1日から令和6年2月29日まで

3 指定の効力の一部停止処分理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号に該当する事実が確認されたため。

(1) 不正請求

- ・少なくとも令和3年11月から令和4年3月まで、5名の利用者に対して、介護報酬に該当する内容の支援が実施されていないことを管理者が認識していたにもかかわらず、介護報酬を不正に請求した。
- ・少なくとも令和3年11月から令和4年3月まで、5名の利用者に対して、介護報酬に該当する内容の支援が実施されていないにもかかわらず、管理者が利用者へのサービスの実施状況の把握を怠り、介護報酬を不正に請求した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第6号

4 事業者に対する経済上の措置（奈良市分のみ）

返還請求予定額 783,987 円

【内訳】	不正請求額	559,991 円（令和3年11月～令和4年3月）
	加算金	223,996 円

（介護保険法第22条に基づき、不正請求額（返還させるべき額）に100分の40を乗じて得た額（加算金）を徴収することができる。）